寮務委員会委員長選挙に関わる細則

寮生大会承認: 2007年9月17日

施行:2007年9月18日

最終改正: 2014年1月9日

九州大学井尻寮自治会

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学井尻寮自治会における委員長選出選挙についての細則である。

(選挙管理委員会)

第2条 本会の選挙に関わる業務を行うため、本会に選挙管理委員会を置く。

第3条 選挙管理委員は、各階から1名ずつ選出された5名を持って構成する。選挙管理委員長は、互 選により決める。

ただし、選挙管理委員会が必要と認めた場合、各階よりさらに1名ずつ選出することができる。

(選挙権)

第4条 選挙権は、選挙公示以前1ヶ月以上在籍した者すべてが有する。ただし、在籍期間は立候補受付開始日を基準として起算する。

(被選挙権)

第5条 被選挙権は、選挙公示以前6ヶ月以上在籍した者のうち最終学年でないすべての者が有する ただし、在籍期間は立候補受付開始日を基準として起算する。

ただし、寮務委員を2ヶ月以上勤めた最終学年でない者については、在籍期間に関わらず例外的にこれを認める。

ただし、続投や再就任は制限されない。

(公示)

第6条 選挙公示は、投票より2週間前に行わなければならない。

ただし、寮務委員会の解散があった場合は、この限りではない。

(選挙方法)

第7条 寮務委員会委員長の選出は立候補制とする。単記投票により有権者の過半数の得票者を委員長とする。

過半数の得票がないときは、得票上位2名について決選投票を行い、2名のうち片方が過半数得票した場合、その者を委員長とする。

立候補者が1名の場合は、信任投票を行い、有権者の過半数の信任を得た者を委員長とする。

上記記載の過半数とは、全て立候補受付開始日現在における在籍者の半数を表す。

(その他)

第8条 その他、九州大学学生寄宿舎規則および九州大学井尻寮自治会規約に従う。

(附則)

この細則は2007年9月18日より施行する。

この細則は2013年2月21日寮生大会を経て一部変更された。 この細則は2014年1月9日寮生大会を経て一部変更された。

委員長の不信任決議に関する細則

寮生大会承認: 2011年4月20日

施行:2011年4月21日

最終改正: 2013 年 7 月 10 日

九州大学井尻寮自治会

(趣旨)

第1条 この細則は九州大学井尻寮自治会(以下「本会」という。)の寮務委員長の不信任 決議投票に関する細則である。

(投票委員会)

- 第2条 寮生大会において起案のあった場合、委員長の免職についての投票を行うため、 本会は投票委員会を設置する。
- 第3条 投票委員会は各階から互選された原則5名で構成される。
- 第4条 委員長の不信任に関する起案は寮生大会において行われる。井尻寮に在籍するものは全て発案する権利を有する。 ただし、当日委任している者についてはこの限りではない。

(投票)

- 第5条 投票期間は原則一日とし、通常寮生大会において行われる。ただし、寮生大会で 延長要請がされた場合はその限りではない。
- 第6条 投票は一人一票とし、委任は認められない。
- 第7条 即日開票され、投票結果は3日以内に公表されなければならない。
- 第8条 全寮生の3分の2以上の賛成があったとき、委員長の免職が成立し、委員会は解 散する。

(附則)

この細則は2013年7月10日に改正された

寮祭実行委員会に関する細則

寮生大会承認:2013年8月8日

施行:2013年8月9日

九州大学井尻寮自治会

(趣旨)

第1条 この細則は、井尻寮寮祭および寮祭実行委員会(以下委員会と表記)に関する取り 決めをまとめ、井尻寮寮祭をよりよいものとする一助となる事を趣旨として作成され た細則である。

(寮祭の日程と予算)

第2条 寮祭の日程及び予算については、行事の状況や井尻寮自治会の財政状況を鑑み て、当該期間在任中の寮務委員会が草案する。その草案を寮生大会において審議 し、決定する。

(寮祭実行委員会の構成と選任)

- 第3条 寮祭を執り行う専門機関として、寮祭実行委員会を毎年4月から寮祭終了日まで設置する。
- 第4条 寮祭実行委員会は委員長1名と委員8名の計9名からなる。
- 第5条 当該年度最初の寮生大会にて、各階から2名(食堂階は1名)の委員を自他推薦で 選出する。
- 第6条 寮生大会はこの9名について信任不信任を協議し、任命する。
- 第7条 委員9名は自他推薦で委員長1名を選出し、寮生大会はこの信任・不信任を決議する。

(実行委員会の役得手当)

- 第8条 実行委員長は、九州大学自治会規約第2条の目的を達成するべく寮祭を企画・運営する事となり、寮務委員会文化委員と同等・同質の貢献を井尻寮に対して負う事を根拠として、当該在任期間中3ヶ月分の共益費を免除する。
- 第9条 実行委員9名は、上記同様の根拠を以て、寮祭実行委員会打ち上げ費用を井尻寮 自治会会計に請求する権利を有する。

(附則)

この規則は2013年8月8日寮生大会において承認された。

寮生の懲罰に関する細則

寮生大会承認:2007年1月25日

施行:2007年1月26日

最終改正: 2013 年 2 月 21 日

2007年1月25日制定九州大学井尻寮自治会

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学井尻寮寮生に関する懲罰についての細則である。

(懲罰の責任)

- 第2条 懲罰は全て委員長の名のもとに行われる。ただし、委員長が懲罰の対象である場合は、委員長以外の 寮務委員の名のもとに行われる。
- 第3条 各階の居住者に、各階自治において著しく妨げとなっている者が認められる場合は、階長がその階を 代表して寮務委員会に申告する。寮務委員はこれを審議し、寮務委員長の名のもとに懲罰を行う。
- 第4条 懲罰を行うとき、委員長は寮務委員会の合意を得なければならない。ただし、寮務委員が懲罰の対象 である場合は、その寮務委員以外の合意が得られれば良いものとする。

(ペナルティポイント制)

第5条 寮生が寮生の義務を怠った場合、それに応じてペナルティポイントを加算する。

第6条 寮生はペナルティポイントが3点になった時点で退寮となる。

(懲罰の種類)

- 第7条 寮務委員会は、寮生が九州大学学生寄宿舎規則第12条第6号の規定に該当すると認めたときは、その度合いを考慮して以下の懲罰を与えることが出来る。
 - 1. 口頭注意
 - 2. 厳重注意
 - 3. 井尻寮自治のためになると考えられる奉仕活動
 - 4. ペナルティポイント加算
 - 5. 退寮勧告

ただし、3については、国家の定めた法規(消防法等)および井尻寮自治会規約に違反する行為のみを対象とした懲罰である。また、国家の定めた法規の違反等、緊急の対応が必要な場合に限り寮務委員会がその対応を協議し実行する事を認める。その場合、寮務委員会は後日全寮生にその報告を行う義務を負う。

(退寮期限)

第8条 寮務委員会は、退寮勧告を出す際に退寮期限を言い渡しの日から10日以上空けなければならない。

(懲罰の告知)

- 第9条 寮務委員会は、懲罰を言い渡す場合、口頭注意以外は全て書面によって懲罰対象の寮生(以下対象 寮生)に伝えなければならない。
- 第10条 寮務委員会は、懲罰を行う場合、口頭注意以外は全て掲示によって全寮生に懲罰について知らせなければならない。

(不服申し立て)

- 第12条 対象寮生は、懲罰が不服である場合、異議申し立てを行うことが出来る。異議申し立てが出来るのは、 対象寮生のみとする。代理人による申し立ては認められない。
- 第13条 対象寮生は、異議申し立てを行う場合、懲罰の言い渡しの次の日から1週間以内に寮務委員会に書面で行うこととする。
- 第14条 異議申し立てが提出された場合、寮務委員会は提出の日から1週間以内に寮務委員会を対象寮生の 出席を伴って行わなければならない。寮務委員会は九州大学井尻寮自治会規約に沿って寮生の傍聴

を認めなければならない。

(その他)

第15条 その他、九州大学学生寄宿舎規則および九州大学井尻寮自治会規約に従う。

- 1. この規約は2007年1月26日より施行する。
- 2. この規則は2013年2月21日寮生大会を経て一部変更された

(参考)

九州大学学生寄宿舎規則 抜粋

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかに退寮しなければならない。
 - (6) 集団生活の適応を欠く者若しくは学生寄宿舎利用心得その他諸規則に違反する者で、運営管理者が 学生寄宿舎の管理運営上支障があると認めた者

電話当番に関する細則

寮生大会承認:2013年8月8日

施行:2013年8月9日

最終改正:2013年10月31日

九州大学井尻寮自治会

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学井尻寮の電話当番についての細則である。

(原則)

- 第2条 井尻寮に在籍する者は、全て平等に電話当番を行う義務を負う。
- 第3条 原則として、電話当番を行う頻度は一ヶ月に一度とする。ただし、全寮生が著しく少ない場合 においては、一ヶ月に二度以上の場合がある。
- 第4条 例外として、規則等に違反した場合には、電話当番が増える事がある。(例えば、廊下に私物を出していた場合や、ペナルティポイントが3ポイントになった場合など)
- 第5条 第4条に伴い、特定の月に関して電話当番がない寮生が発生する場合もある。その平等性 については、寮務委員会に一任するものとする。

(電話当番不在期間)

- 第6条 原則として、正月期間(約10日間)と盆期間(約5日間)については、電話当番を割り当てない。不在期間については、直前の寮生大会において寮務委員会および寮生が発議し、寮生大会を以て決定する。
- 第7条 第6条記載の不在期間に電話当番を行ったものは、寮務委員会に申し出る事により、申告 日以降の電話当番をその回数分免除される。

(電話当番の告示)

第8条 電話当番表は、原則として前々月最終週に告示される。

(勤怠の罰則)

- 第9条 電話当番を無断で欠席した場合、及び掃除等の業務を怠った場合、ペナルティポイントが付与される。欠席や勤怠については、事務室に設置された「電話当番チェック表」と各掃除場所に設置された「掃除項目チェック表」を参考に、寮務委員会が判断する。
- 第10条 付与される点数については、原則1ポイントとする。ただし、その怠惰が著しい場合は、2ポイント以上の付与もある。その場合については、寮務委員会が該当者を呼び出して行う懲罰委員会において決定される。寮務委員会は、その決定について全寮生に公示する責任を負う。

(仕事内容)

- 第11条 電話当番は18:30から21:00までとする。
- 第12条 電話当番が行う仕事は、事務室待機(電話応対、荷物の受け取り)、風呂場掃除、日替わり タスク、門閉め、時報である。
- 第13条 事務室待機については、電話当番2名のうち1名が行う事を認める。

(電話当番の交代)

- 第14条 電話当番の交代については、当事者間の責任において行う事とする。寮務委員会はこれに 関与せず、一切の責任を負わない。
- 第15条 事前連絡により交代した者が電話当番を行った場合は電話当番チェック表に明記する事。なお、事前連絡の有無については、全て電話当番チェック表に基づいて判断する。

(管理・運営責任)

第16条 電話当番に関する一切の管理・運営責任は寮務委員会にあり、本細則に記載されていない 事も含め、寮生は寮務委員会の判断・決定に従う。

(附則)

- この細則は2013年8月8日の寮生大会において承認された。
- この細則の第11条は2013年10月31日の寮生大会において変更された。

行事助成金申請に関する細則

寮生大会承認:2010 年 12 月 16 日 施行:2010 年 12 月 17 日 最終改訂:2014 年 1 月 9 日 九州大学井尻寮自治会

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学井尻寮寮生が自発的に行事を企画・運営を推進することを目 的にとして、その行事で必要とされる費用の全てまたは一部を助成金として支給す るための取り決めである。

(参加者排除の禁止)

第2条 申請される行事は全ての寮生に開かれたものでなければならない。そのため、申請者(及び企画者)は全寮生が参加できるよう十分に配慮する事を義務づける。また、 特定不特定に関わらず、一部の寮生の参加を認めない事を禁ずる。

(寮内外への配慮)

第3条 申請する行事の全ては、以下の取り決めを厳守すること。

- 1. 夜10時以降は窓を閉めるなど、近隣への騒音を配慮すること。
- 2. 夜12時以降、寮内において大きな音を出さないこと。
- 3. 事務室、和室等の共有スペースの汚損禁止。

(助成金の予算)

第4条 助成金の財源は、原則自治会会計とする。

(申請と承認の方法)

第5条 助成金申請を行うものは、寮務委員会に申し出る事。申請書類、企画書等を作成した後に、寮務委員会において審議し、寮務委員会は承認の可否を決定する。承認された行事については、直近の寮生大会において、その行事名、詳細等を周知する。

(付則)

この細則は2014年1月9日寮生大会を経て、一部改訂された。

慶弔に関する細則

寮生大会承認:2014年1月9日 施行:2014年1月10日 九州大学井尻寮自治会

(趣旨)

第1条 この細則は寮生に慶弔があった時の慶弔金、見舞金について定める。

(支給の対象)

第2条 慶弔見舞金の支給の対象となるのは在寮期間が6ヶ月以上の寮生とする。

(支給の範囲)

第3条 慶弔見舞金を支給する場合は次の通りとする。

- 1. 本人の結婚
- 2. 本人の配偶者の出産
- 3. 本人の死亡
- 4. 家族の死亡(ただし、1親等:父母、子とする)
- 5. その他、必要と認めた時

(届出)

第4条 この規程による慶弔見舞金を受けようと思う者は、その事実を証明する書類を寮務委員会に提出しなければならない。ただし、本人の死亡の場合、届出は必要としない。

(支給金額)

第5条 第3条の1~5の支給金額は次の通りとする。

- 1. 30,000円
- 2. 10,000円
- 3. 50.000円
- 4. 30,000円
- 5. その都度、決定する事とする

(付則)

この細則は2014年1月10日より施行する。